

令和2年度

事業計画

令和2年3月

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

令和2年度事業計画のポイント

令和2年度は、住民活動計画である「第6次大田区地域福祉活動計画」の2年度目を迎え、着実にこの計画を推進するため、退職補充も含め、正規職員5名と契約職員（有期雇用職員）7名を加えて事務局体制を強化します。

特に、この計画の中心となる地域福祉コーディネーターは1名を増員し、5名体制といたします。また、成年後見センターは2名増員して、権利擁護活動の一層の充実を期するほか、法人運営管理部門も1名増員して透明性の高い適切な法人運営に努めつつ、地域共生社会の実現を目指します。

令和2年度における事業計画の主なポイントは、次のとおりです。

(1) 地域福祉コーディネーターの活動について

- ① 個々の住民が抱えている生活上の様々なニーズについて、18地区を担当する事務局職員（地域担当）を活かして「早期発見」と、行政や民生委員児童委員、地域福祉活動団体等と連携して、「早期解決」に取り組みます。
- ② 個々の住民の課題等を分析して、共通すること等から地域の課題を発見し、関係者との連携を通じて共通認識の醸成と解決策づくりに取り組みます。

(2) 災害時等への対応について

- ① 多発する大規模自然災害等への備えとして、「大田区災害ボランティアセンター運営マニュアル」等の改訂や想定訓練を実施するほか、災害ボランティアの育成と、大田社協独自の制度として、他地区への被災者支援ボランティアに対する助成制度を創設します。
- ② 昨年の台風19号や、今回の新型コロナウイルス対策の経験を踏まえて、大田社協の災害時等における事業継続計画（BCP）を抜本的に見直しして、組織の災害等への対応能力向上を図ります。

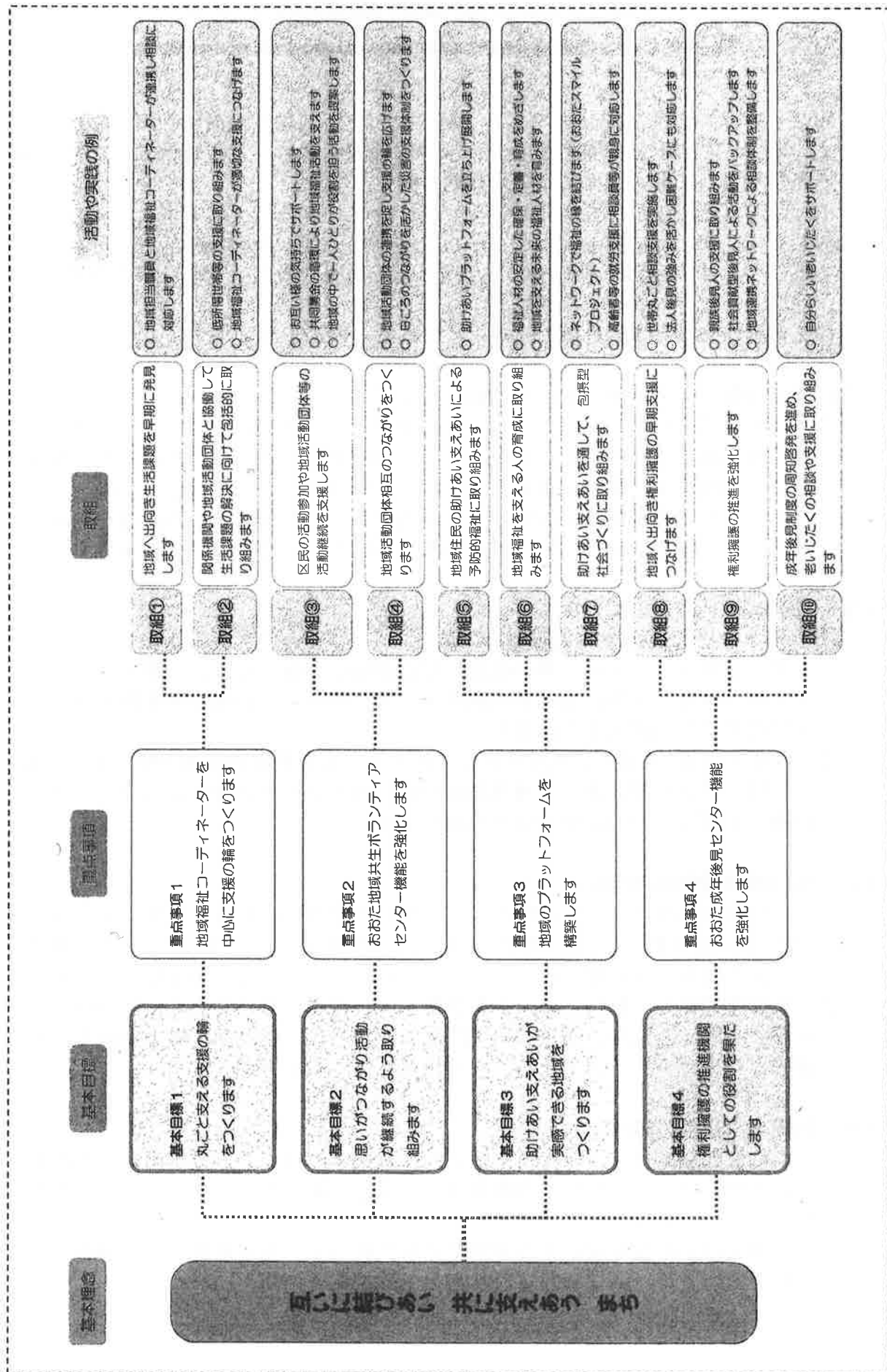
(3) 権利擁護関係の事業について

- ① 成年後見制度に対する理解と向上、利用の普及、成年後見人等に対する社会的な支援体制の充実に努めるほか、大田社協が成年後見人等を受任する「法人後見」等に取り組み、セーフティーネットとしての役割も担います。
- ② 自分や伴侶のこれからの人生設計等、いわゆる「老いじたく」について、法律、金融、不動産、福祉等の専門家と連携して、住民が気軽に相談し、主体的に将来をデザインできるような仕組みづくりを推進します。

(4) 組織経営基盤の強化について

- ① 人材育成基本方針（令和元年制定）に基づき、職員のスキルの向上を計画的に進めていくとともに、事務事業の見直しを通じて、スマートワークを推進します。
- ② 社協会員の拡大や収益性も期待できる公益事業や収益事業（認定調査・自動販売機設置等）に積極的に取り組み、財政基盤の強化に努めます。

第6次大田区地域福祉活動計画の体系図



**第 6 次 大 田 区
地域福祉活動計画
基本目標 1**

丸ごと支える支援の輪をつくります

高齢や介護、障害、ひきこもり、就労、育児と仕事の両立等の問題が絡み合い、制度と制度の狭間で生じる課題を解決するため、これら福祉分野の垣根や世代の垣根等を超えて、「丸ごと」受け止め、地域づくりの視点から、地域福祉コーディネーターが中心となって支援の輪をつくっていきます。

**地域福祉コーディネーターの
活動イメージ**

個別のニーズ解決を通じて、地域の課題を明らかにして、その解決のための「チーム」を作っていきます。



1 地域福祉をコーディネートする機能・取組みを強化

(1) 地域専属のコーディネーター等を配置

- ① 大田区の地域福祉課（基本圏域）ごとに、地域福祉コーディネーターを配置します。
- ② 大田区の特別出張所（日常生活圏域）ごとに、事務局職員を「地域担当」として配し、地区の地域力推進会議や民生委員児童委員協議会に参加し、地域社会との関係強化と、地域福祉コーディネーターを補佐します。

(2) 地域福祉コーディネーターの育成強化（新規）

地域福祉コーディネーター向け実践研修を、年間を通じて実施して、コーディネート力の向上を図ります。

- 対象 地域福祉コーディネーター（5名）
- 開催数 年間10回

(3) 子どもの居場所づくり事業にトライアル（新規）

大田区社会福祉センターの施設を利用して、主に不登校の小学生を対象として月1回「居場所活動」を行います。特に小学生低学年の不登校児にも目を向けて、区内のスクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター、フリースクール等と連携して推進します。

- 対象 小学生
- 回数 月1回開催するほか、イベントを年2回予定
- 参加者 10名程度

※ この事業の実施にあたっては、住民の方にもボランティアとして協力いただくことを予定しています(2名程度)。

**第6次大田区
地域福祉活動計画
基本目標 2**

**思いがつながり活動が継続するように
取り組みます**

地域の課題を「自らの課題として受け止め考えていく文化」を醸成し、一人ひとりの思いが行動をとなり、問題解決の方法や経験が蓄積され、別の課題の解決に役立っていく「循環」を作ります。

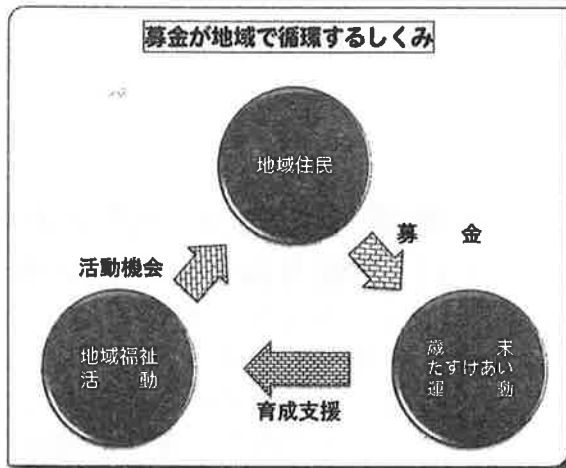
1 区民の地域活動の参加・取り組みを推進

(1) 歳末たすけあい運動の展開

共同募金は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする旨が定められており、「住民が集めて住民が使う」という募金と助成金が、地域福祉活動に形を変えて地域の中で循環するしくみを目指しています。

募 金 目 標 額	42,737,000 円
-----------	--------------

- 実施時期 令和2年12月
- 主 催 東京都共同募金会
- 実 施 大田区社会福祉協議会
- 活動主体 各自治会・町会
- 協 賛 大田区
大田区自治会連合会
大田区民生委員児童委員
協 議 会



※ 昨年度に東京都共同募金会に納付した歳末助けあい運動募金納付金が、令和2年度地域福祉活動費として、大田社協に配分されます (33,149,562 円)。

(2) 地域福祉活動団体支援事業の実施

多様な地域福祉活動に取り組む民間団体を支援するため、歳末たすけあい運動募金（地域福祉活動費）を活用して、活動費の助成等を行います。

助成の可否は、提出された応募書類等により、助成金審査会での審査を経由して決定します。

【助成の種類等】

	通年事業助成	イベント助成	トライアル助成
目 的	年間を通じて行われる地域福祉活動経費を助成	地域福祉を目的として開催するイベント経費を助成	地域福祉活動推進のモデル的事業の経費を助成
助 成 額	年間 10 万円以内		年間 20 万円以内
募 集	4 月募集	4 月・10 月募集	10 月募集

(3) 「つどいの場」運営支援事業の実施

大田社協では、「サロン活動、居場所活動及び子ども食堂等名称の如何にかかわらず、住民の自発的な意思に基づき、無料又は低額な料金で、広く大田区民が参加できる地域福祉活動」を「つどいの場」と定義づけをして、「つどいの場」づくりの相談・助言のほか、一定の要件を満たす活動団体は「登録団体」として、活動経費の助成、ケガ等を補償する制度への加入を行っています。

この事業に要する資金は、歳末たすけあい運動募金（地域福祉活動費）を活用しています。

登録団体数（見込）	103 団体
保険加入者（見込）	38,525 人

(4) 絆サポート事業等の実施（新規・拡充）

住民参加型在宅福祉サービスとして実施してきた「虹のサポート」と、大田区の介護予防・生活支援サービス「大田区絆サービス」を統合して、新たに「絆サポート事業」等を開始します。

① 絆サポート（一部大田区受託事業）

- 内 容 日常の家事支援サービス
- 対 象 65 歳以上の高齢者や産前産後の方、身体に障害をお持ちの方等
- 利用時間 1 回 30 分～2 時間まで
- 利 用 料 30 分 500 円（消費税非課税）

② 助っ人サービス

- 内 容 日常のちょっとした困りごとの支援
- 対 象 社協が必要と判断した方
- 利用時間 1 回 20 分以内
- 利 用 料 300 円（消費税非課税）

③ 絆サポーター（担い手）の育成

これまでサービスの担い手を「協力会員」等と呼称していましたが、新しいサービスの枠組みの創設に合わせて、「絆サポーター」といたします。


地域の中での「ちょっとした困りごと」の力となる絆サポーターを、随時募集いたします。

誰かのために何かができる

絆サポーター大募集!


『絆サポート』

主な内容：日常の家事支援（週1～2回程度）
提供対象：65歳以上高齢者、産前産後の方等
サポート料：30分500円




『助っ人サービス』

主な内容：ちょっとした困りごとの支援
提供対象：大田社協が必要と判断した方
サポート料：300円（20分以内）



『ほほえみ訪問』

主な内容：月1、2回程度の訪問
玄関先の5～10分程度の挨拶等
提供対象：65歳以上高齢者等



2 日ごろのつながりを活かした災害支援体制の充実

(1) 大田区災害ボランティアセンター機能の充実強化

大田区における「災害ボランティアセンター」は、大田区地域防災計画に基づき、大田区と一般社団法人地域パートナーシップ支援センターと大田社協の三者が協定を結び協力して運営していきます。

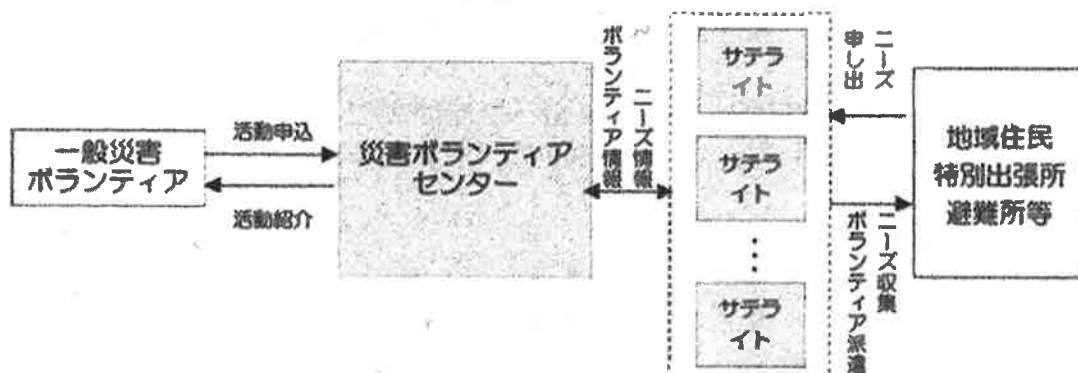
大田区は面積が広い上に人口が多く、災害が発生したときは、より効率的なセンター運営が求められることから、定期的に三者で連絡会議等を開催するほか、住民や災害支援ボランティア経験者も参加した実地訓練等を行います。



災害時におけるボランティア活動等に関する協定(2019.3.19)

【災害ボランティアセンターの役割等】

★災害ボランティアセンターと他機関等との関係



(第6次大田区地域福祉活動計画より)

★災害ボランティアセンターの業務

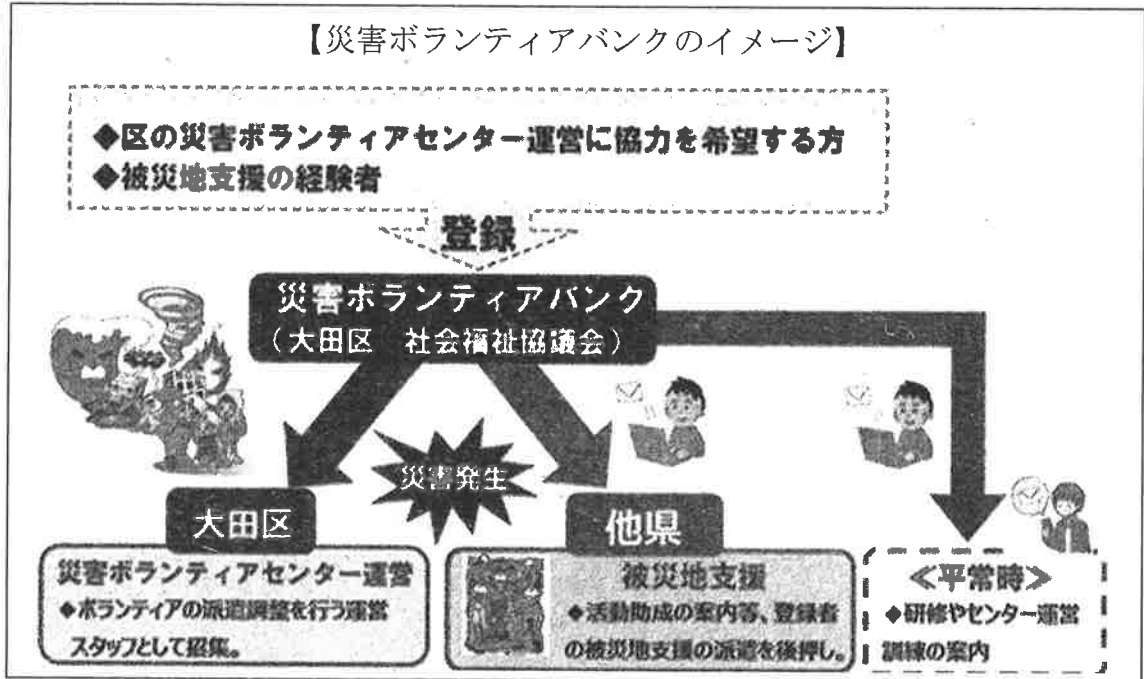
	業務内容	概要	備考
ア	ボランティアの受付	活動希望者の申込み受付整理	一般災害ボランティアについて担当。専門ボランティアは、該当する災害各部を案内します。
イ	ボランティア保険の加入手続き	保険加入の確認、加入手続き処理	
ウ	ボランティア情報の管理	ニーズと活動希望者に関する情報の管理	ニーズは、災対各部、避難所、特別出張所経由の場合もあります。
エ	ボランティアの派遣の調整	ニーズと活動希望者のマッチング	サテライトで、具体的な活動先を指示する場合があります。
オ	ボランティアに関する連絡調整	災対各部、関係機関との連絡調整	
カ	活動資機材の調達	必要な資機材を区に依頼し調達	窓口は、災対地域力推進部になります。

(大田区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルより)

(2) 「災害ボランティアバンク」の創設（新規）

大田社協に、災害ボランティアセンターの運営にあたり、ボランティアとして協力してくださる方を募り登録するしくみを設けます。


「災害ボランティア」登録をいただいた方は、日頃は訓練や研修に参加していただくほか、他の区市町村で災害が発生したときは支援活動に、また、大田区災害ボランティアセンターが設置されたときは、培った支援のノウハウを、運営スタッフや支援現場でのコーディネート等で発揮していただきます。



(3) 災害ボランティア応援助成制度の創設

他の市町村で災害が発生し、現地での被災者支援のためにボランティア活動に従事することを希望する大田区民に対し、当該被災地までの旅費や宿泊費等にかかる費用を助成する制度を創設します。

【災害ボランティア応援助成制度の概要】

助成額	助成の上限 5,000円～35,000円			
	活動日数	助成金の上限	活動日数	助成金の上限
	1日間	5,000円	5日間	25,000円
	2日間	10,000円	6日間	30,000円
	3日間	15,000円	7日間以上	35,000円
	4日間	20,000円		

※大田区助成の対象となる期間は、活動に参加した日のみです。
 ※複数回にわたって被災地で活動した場合は、その活動日数を合算できます。

対象者

- (1) 大田区在住者
- (2) 大田区社会福祉協議会にボランティア登録をされた方
(保険加入のため)
- (3) 他の類似の活動費の助成を受けていない方
- (4) 被災地[23区外]の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの活動証明書を得られること

**第6次大田区
地域福祉活動計画
基本目標 3**

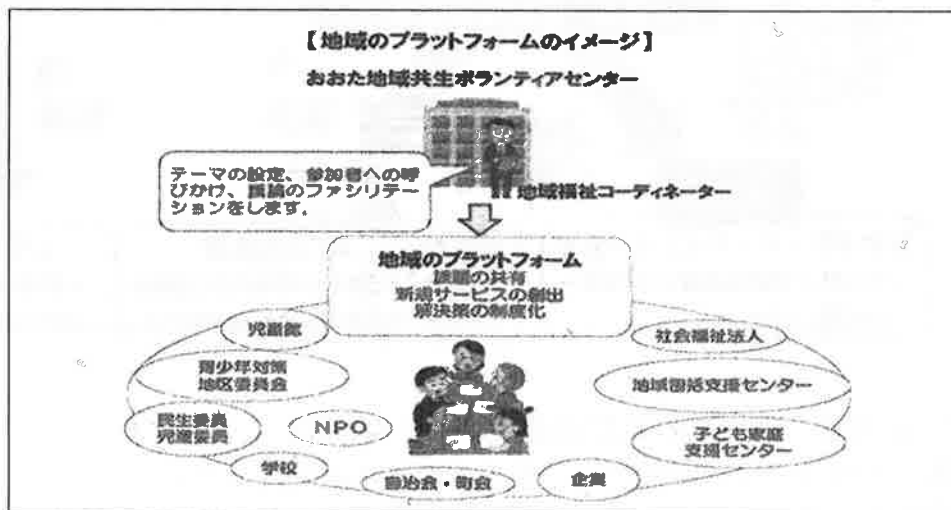
助けあい支えあいが実感できる地域をつくれます

地域の課題を共有し、解決に向けていくためには、様々な立場の住民が話し合いと情報交換を行うことができる「場」が必要です。このような「場」を「助けあいプラットフォーム」を名付け、地域に広げていきます。

また、未来の地域共生社会の担い手を育成する福祉教育や、高齢者の社会参加をサポートする活動も展開していきます。

1 助けあいプラットフォームの推進

これまで、六郷地区や蒲田西地区で「助けあいプラットフォーム」の構築に取り組んできました。これまでの実践を通じて培ったノウハウを活かして、地域福祉コーディネーターを中心に、このような活動を区内に広げてまいります。



2 未来の地域共生社会を担う住民の育成

(1) 「夏!体験ボランティア」の推進

夏季を利用して、東京都内の区市町村社協では、地域内の福祉施設、ボランティア団体等協力を得て、学生を中心にボランティア活動を体験するプログラムを提供しています。

大田区内でも、100以上の活動プログラムを用意しており、170名程度の参加者があり好評です。令和2年度も、新しいプログラムの開拓等に取り組みながら、引き続き推進いたします。

(2) ユニバーサルスポーツ体験事業の創設（新規）

東京2020パラリンピックを控え、ボッチャは正式種目となったこともあり、人々の関心が高まっています。

スポーツを通じて、年齢や性別、性格、価値観等の多様性を受け入れ、より豊かな地域社会の実現に向けて、ユニバーサルスポーツ用具（ボッチャ、カーレット）

と指導員をセットに、無料で体験できる事業を開始します。

《ポッチャ》



ジャックボール(的)に自分の色のボールを多く近づけた方が勝ち。

《カーレット》



イメージは、卓上のカーリング。

3 企業と連携しCSR（企業の社会貢献）の活性化

(1) フードドライブ事業

食料品の流通過程で生じる未利用のものや災害用備蓄品を、大田区（環境清掃部）や区内の企業、福祉施設や福祉活動団体等と連携して、有効に活用していくためのネットワークを構築して、必要な人に届けられる体制を整備します。

(2) 企業と区民とをつなぐ取組みの推進

CSRに活発に取り組む大田区内の企業と関係を密にしていきながら、その取組みを広く地域社会に還元されるように、大田社協もサポートしていきます。

【こんな事例がありました】



大学生たちが、区内の企業が所有するシェアハウスを借りて、子ども食堂をオープンしました。



グランデュオ蒲田店と協力して、フードドライブ事業(未利用食料の収集・配布)を行いました。集まった食料は、生活困窮者支援等に活用しました。

4 高齢者等の就労支援を推進します

(1) 無料職業紹介事業

大田区いきいきしごとステーションでは、概ね55歳以上の方を対象とした無料職業紹介や再就職セミナー、個別相談によるカウンセリング等を通じて、地域社会への参加をサポートしていきます。

(2) 高齢者専門的スキル訓練の実施

保育補助員等の養成講座を開催し、一定程度の知識や技術を習得後に再就職が円滑に進むように支援していきます。

**第 6 次 大 田 区
地 域 福 祉 活 動 計 画
基 本 目 標 4**

権利擁護の推進機関としての役割を果たします

成年後見制度推進機関として、成年後見制度の普及啓発をはじめ、家庭裁判所への申し立て支援を含む相談援助、法人後見や社会貢献型後見人（市民後見人）の養成等に取り組めます。

また、将来に向けての資産管理や遺言、祭祀継承等のいわゆる「老いじたく」についても、法律家や金融、不動産の専門家等と連携した相談支援体制を構築します。

【おおた成年後見センターの機能強化イメージ】



(1) 地域福祉権利擁護事業の推進（東京都社会福祉協議会受託事業）

判断能力の低下等がみられる高齢者、軽度の知的障害者や精神障害者と、大田社協が委任契約を結んで福祉サービス利用や金銭管理等のアドバイスを行います。また、特約を結ぶことで、日常的な生活費等の払い戻しの代理や、重要な書類（契約書や預金証書等）の保管も行います。

【サービス内容等】

	利用料金(消費税非課税)
福祉サービスの利用援助	◇月額基本料金 1,000 円 ◇1回の利用時間が1時間まで 1,000 円
預貯金払戻しサービス	(1時間を超える分は、30分までごとに500円を加算)
書類等預かりサービス	◇金融機関貸金庫代 月額1,000円

(2) 福祉サービス利用支援事業の推進

常時、窓口で成年後見制度や、関連する遺言相続、その他福祉サービス利用に関する相談に対するほか、専門家による無料相談を、毎週実施します。

	開催日	相談員
法律問題一般相談	第1～4火曜日	弁護士
成年後見専門相談	第1,2,4木曜日	司法書士
公正証書であんしん生活相談	第3木曜日	公証人

(3) 安心して成年後見制度を利用できるしくみを推進（新規・拡充）

親族による後見のサポートや、大田社協が後見人等を受任する法人後見、社会貢献型後見人の養成等のほか、大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、大田区とともに「地域連携ネットワーク」の充実にも取り組みます。

①中核機関の運営

住民や専門職、家庭裁判所、事業者等で構成し、権利擁護支援が必要な住民を早期に発見し、迅速に適切な支援を行う「地域連携ネットワーク」のコーディネーター等を担う「中核機関」の業務を行います。

②法人後見・後見監督の推進

親族との関係が疎遠等の事情により、適切な後見人等を確保することが難しい場合、大田社協が受任するほか、社会貢献型後見人による支援も進めます。この場合、大田社協が後見監督人に就任し、社会貢献型後見人が適切に業務を行うように監督します。

③親族による後見等を支援

親族による成年後見制度の申し立てから、親族が後見人等に就任後も、適切に後見業務等が行われるように、継続的にサポートしていきます。

また、親族後見人の交流会や勉強会等をとおり、適切な後見業務を行うための情報交換や研鑽を積む機会を提供していきます。



(4) あんしんの「老いじたく」を支援します（新規）

将来に関する悩みごとは、生活のこと、家族の問題、財産管理、祭祀の継承、事業承継等十人十色であり、専門的な知識が必要になることもあります。

令和2年度は、大田区の委託を受け定期的に老いじたく相談会を開催し、必要に応じて大田社協が培ってきた法律家等専門職団体や金融機関、関連団体とネットワークも活かしながら、トラブル等を事前に防ぐ「予防的視点」も持って、オーダーメイドの老いじたくをサポートしていきます。

【老いじたく相談会予定】

4月20日(月)	5月18日(月)	6月22日(月)	7月28日(火)
8月24日(月)	9月14日(月)	10月19日(月)	11月16日(月)
12月12日(土)	1月18日(月)	2月15日(月)	3月15日(月)

※会場は、大田区役所本庁舎2階です。
※各回とも、司法書士や税理士等の専門家も参加する予定です。



経営基盤の強化 への取り組み

人材の計画的な育成と財政基盤の強化 に取り組みます

地域社会の課題を解決していくためには、福祉分野に限らず、様々な場面で保健医療、法律、金融、不動産等の専門家と協力する機会が増加しています。今後、他の分野の専門家と連携し、より質の高い事業を展開していくためには、大田社協そのものが、高い専門性を発揮していくことが求められます。

また、スマートワークの推進は、あらゆる事業体に要求されているテーマであり、不断の努力を重ねながら事務事業の改善に取り組み、仕事と家庭生活の両立を実現していかなければなりません。

さらに、様々な事業を展開し、次の時代の礎としていくためには、安定的な財政基盤の確保も重要な課題です。

(1) 人材育成基本方針に基づき、研修体系等の充実を進めます

令和元年10月、人材育成基本方針を定め、大田社協が求める職員像や、育成に向けた取り組み等を整理しました。

この方針に基づいて、人材育成を専門とする機関とも協力して、年数や職位等に応じたきめ細かい研修メニューの充実等に取り組みます。

望ましい職員像

【職員に求められる意識・姿勢】

- すべての人の尊厳を重んじる人権意識
- 他者を受け入れ、声に耳を傾け共感し寄り添う姿勢

【職員に求められる能力や行動特性】

- 現状把握・分析・課題提起
- ネットワークづくり・活用
- 企画立案・助言・推進

(人材育成基本方針より抜粋)

(2) 職員の資格取得を支援します

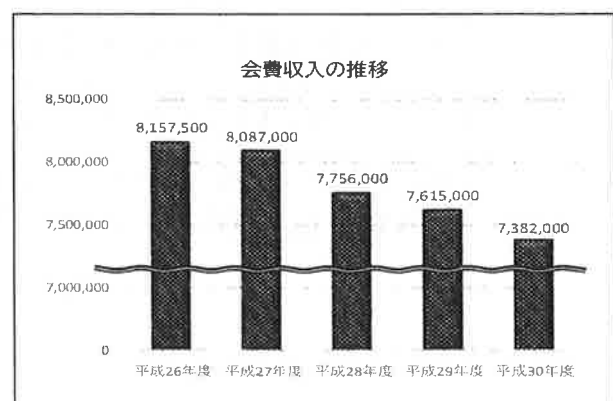
職員が自主的に行う業務に有用な知識技術の修得を勧奨し、福祉従事者としての能力向上を図ることを目的に、合格を条件に受験料相当額を給付します。

対象とする資格

- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- 介護福祉士
- 介護支援専門員

(3) 会員の増強に取り組みます

社協活動の基盤である会員数と会費収入は、年々減少する傾向にあります。引き続き、広報活動等の充実、様々な地域福祉活動団体、企業等に働きかけ、組織のすそ野の拡大に努めるほか、租税特別措置法等に定められる「税額控除対象法人」としての証明の取得を目指します。



(4) 収益性の拡大に取り組みます

現在、社会福祉事業に充当することを条件に認められている収益事業としては、緊急通報サービス紹介事業を行っています。

また、介護認定調査からの事業収入も、社協財政の一つの柱として成長してきました。この事業は、介護保険制度の入り口となる重要な業務でもありますので、適切に事業を展開しながら、安定的な財源として収益分を活用します。

併せて、他地区社協でも実績がある自動販売機の設置による収益確保についても、これまでの調査研究結果を踏まえて、本格的に実施していきます。

(5) 職員退職金制度等の改革に取り組みます（新規）

職員数や勤務年数の長い職員が増えてきており、退職金に充てるための資金の需要が年々高まりつつあります。さらに、働き方改革関連法の全面施行により、正規職員と非正規職員との均等・均衡な待遇が求められています。

今後、雇用にかかるコストの増加が予想されますが、長い時間軸をもって見たとき、退職金支給額において世代間で著しい不均衡を生じさせることが懸念されることから、バランスのよい持続可能な退職金制度を構築いたします。

○参考 第6次大田区地域福祉活動計画の全体イメージ

